

酒販 サポートニュース

酒類販売管理研修通信

25

独立行政法人 酒類総合研究所

目次 (平成 22 年 3 月)

特集 未成年者の飲酒防止

なんでもQ&A	1
I 酒類販売管理情報	
未成年者がお酒を購入しにくい売場作り ..	2
II 酒販トピックス	
お酒のはなし・エヌリブ発行など	5
III 国税庁からの最新情報	
改正省エネ法が施行されます！	6
酒類の取引状況等実態調査の実施状況...	7
報告書の提出、「e-Tax」のご利用について ..	7
4月は未成年者飲酒防止強調月間です ...	8



未成年者飲酒防止キャンペーン

メールマガジン登録のご案内

酒販サポートニュースの更新情報等をお知らせします。
ssn@m.nrib.go.jpへ空メールを送信してください。

なんでも Q&A

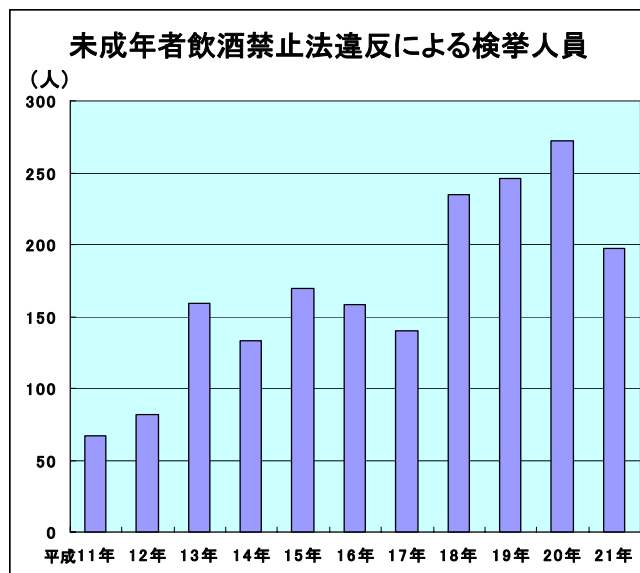
(質問) 未成年者飲酒禁止法違反は、年間でどれくらいあるのですか？

(答)

警察庁が平成 22 年 2 月に公表した少年非行等の概要(平成 21 年 1～12 月)によると、平成 21 年の 1 年間に未成年者飲酒禁止法違反で検挙された人は 197 人で、ここ数年は年間約 200 人が検挙されています。

ご承知のとおり、未成年者に対して飲酒することを知らないながらお酒を販売すると、販売した従業員や免許者(会社の代表者など)は、未成年者飲酒禁止法の規定により処罰されます。また、同法に違反し罰金の刑に処せられた場合には酒類販売業免許が取り消されます。

未成年者を守るためだけでなく、従業員やお店を守るためにも、お酒の販売に当たっては、年齢確認を徹底しましょう。



(警察庁 平成 22 年 2 月公表)

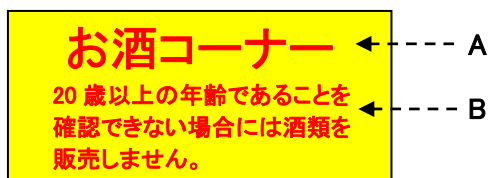
未成年者がお酒を購入しにくい売場作り

酒販店の皆さんが未成年者の飲酒を防止するには、未成年者がお酒を購入しにくい売場を作ることが大切です。そこで、「お酒の売場表示」と「年齢確認の徹底」について、取り上げてみました。

お酒の売場表示は大丈夫ですか？

お酒の陳列場所における表示（売場表示）には、表示①「酒類の売場である」旨及び「20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しない」旨の表示と、表示②「明確に区分」するための表示の両方が必要です。売場表示には、未成年者がお酒の売場に立ちにくくする効果もあるようです。皆さんのお店は大丈夫ですか？

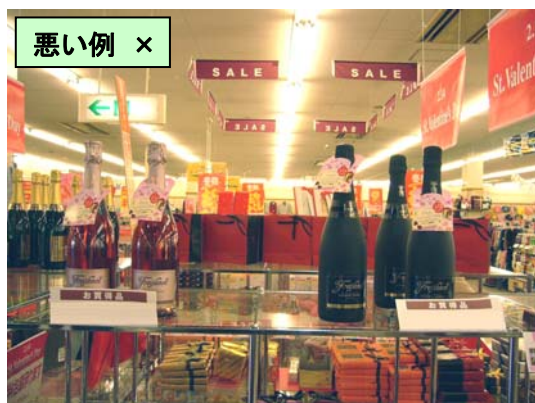
【表示①】「酒類の売場である」旨等の表示



A、B 共に 100 ポイント以上の大きさで表示する必要があります。

誤りの多い事例1 臨時陳列場所の表示が漏れている。

特設コーナー（ボジョレーヌーボーなど）や関連食材付近への陳列にも売場表示が必要。



悪い例 ×



良い例 ○

誤りの多い事例2 酒類の表示が隠れている。

表示の前にプライスカードなどがあり、見えにくくなっていることがあります。



悪い例 ×



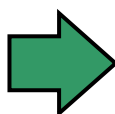
良い例 ○

【表示②】「明確に区分」するための表示(文字の大きさに定めはないが、明瞭に表示する。)

これはお酒です。20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しません。

誤りの多い事例3 お酒とお酒以外の商品が明確に区分されていない。

お酒とお酒以外の商品(清涼飲料水など)が同じ棚に陳列されている場合には、「明確に区分」するための表示が必要です。



(注) 悪い例については、お店の了解を得て、故意に誤った表示をしています。

詳しい表示方法については、「お酒の適正な販売管理に向けて」(国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/sake/hambaikanri/01.htm>)をご覧ください。

年齢確認はどのように行っていますか？

未成年と思われる方への年齢確認、皆さんのお店ではどのようにしていますか。お店の従業員などにどのような指導をしていますか。全国小売酒販青年協議会では、全国小売酒販組合中央会の後援を受け、「年齢確認ハンドブック」(B6判の小冊子)を作成しています。その中から対応例を2つご紹介します。

対応例1: 一般的に見て未成年者と思われる方への対応



未成年者と思われるお客様(明らかに成年者と思われる者以外は対象。自分の判断ではなく世間一般の判断としてどうか重要)

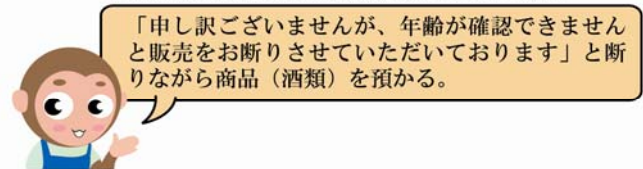
「未成年者飲酒防止ポスター」等を指し示しながら、「恐れ入りますが、年齢を確認させていただいております。誠に申し訳ありませんが、年齢を確認できるものをお持ちでしょうか」

お客様から「他の店では、年齢確認はしていないぞ」と言われた場合

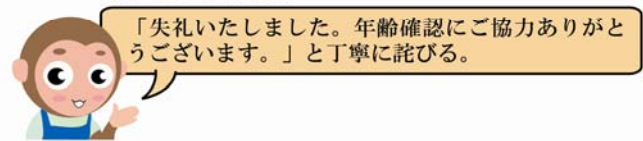
再度、「未成年者飲酒防止ポスター」等を指し示しながら、「未成年者の方にお酒を販売すると法律違反になります。国からの指導により年齢確認を実施しています。ご協力をお願いします」



年齢を確認できるものが提示されない場合



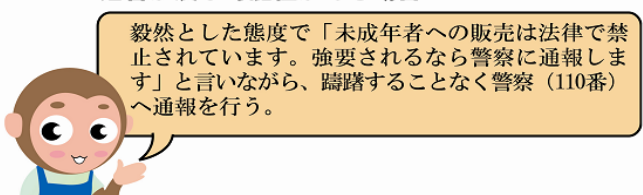
成年者だった場合



対応例2：酒類販売を強要された場合



未成年者であることや年齢確認が出来ないため、酒類の販売を断ったところ、暴言、取り囲みなどにより、販売を強要されたり、他のお客様に危害が及ぶ可能性がある場合



年齢確認を行うのは勇気がいるもの。しかし、年齢確認を怠り、お酒を販売してしまうと未成年者の間で酒の買いやすい店だという噂が広がってしまい、未成年者がますます買いに来てしまいます。未成年者がお酒を購入しにくい売場づくりをすることが、お店の従業員やお店を守ることになるのです。未成年者と思われる方には、毅然とした態度で、年齢確認を徹底しましょう。

今回ご紹介した「年齢確認ハンドブック」に関するお問合せは、全国小売酒販青年協議会事務局(03-3714-0172)までお願いします。

未成年者飲酒防止キャンペーンに参加しよう！

4月は未成年者飲酒防止強調月間です。全国小売酒販組合中央会は、今年も4月8日（木）に「未成年者飲酒防止・飲酒運転撲滅全国統一キャンペーン」を開催します。全国の小売酒販組合連合会でも同様のキャンペーンを開催しますので、お近くの小売酒販組合の皆さんと一緒に社会貢献活動へ参加しましょう。

キャンペーンの予定は、小売酒販組合中央会ホームページ (<http://ajlma.or.jp/>) にアップされます。



※ ワンポイントレッスンはお休みします。

Ⅱ 酒販トピックス

お酒のはなし 15 号（清酒Ⅲ）発行

酒類総合研究所のお酒に関する情報誌「お酒のはなし」15号（清酒Ⅲ）を発行しました。最新号では、「吟醸酒」と「長期貯蔵酒」を特集しています。

「吟醸酒」は、清酒の中でもフルーティーな香りときめ細やかな味わいを持ち、清酒全体に占める割合は、年々増加傾向にあります。また、「長期貯蔵酒」は、貯蔵で生まれる独特な味わいを持ち、最近注目されてきています。

<http://www.nrib.go.jp/sake/sakeinfo.htm#jyuhou>



エヌリブ 17 号（お酒の品質向上への取り組み）発行

酒類総合研究所の広報誌「エヌリブ」17号を発行しました。ご紹介する最初の研究は、清酒の多様な香味成分の中から貯蔵中に生じることのある「老香」の正体に迫る研究です。

そしてもう一つは、当研究所で開発した清酒の科学的な官能評価方法とその活用です。当研究所では、この官能評価法をもとに品質管理などに活かせる専門家を育成するための講習（清酒官能評価講習）を行っています。

<http://www.nrib.go.jp/sake/sakeinfo.htm#kouhou>



日本酒ラベルの用語事典（韓国語版）発行

酒類総合研究所では、「清酒」のラベル表示に使われている用語を解説した「日本酒ラベルの用語事典」の韓国語版（A6判）を作成しました。日本語版、英語版、中国語（繁体字）版、中国語（簡体字）版に続く第5弾です。

韓国では、今、日本酒ブームだと聞きます。利用条件にかなえば、当研究所のホームページからダウンロードしてご利用いただけますので、ご商売にお役立てください。

<http://www.nrib.go.jp/sake/nlzen.htm>



「お酒のはなし」や「エヌリブ」、「酒販サポートニュース」のバックナンバーは、酒類総合研究所ホームページ(<http://www.nrib.go.jp>)でご覧いただけます。

改正省エネ法が施行されます！

平成 22 年 4 月から省エネ法（エネルギーの使用の合理化に関する法律）の一部改正が施行されます。この改正により、新たに報告等の義務を負う事業者が生じる場合があります。また、報告書の提出期限及び提出先も変わりますので、ご注意ください。

《改正のポイント》

1 報告等の義務の判断単位の変更（工場・事業場単位から企業単位へ）

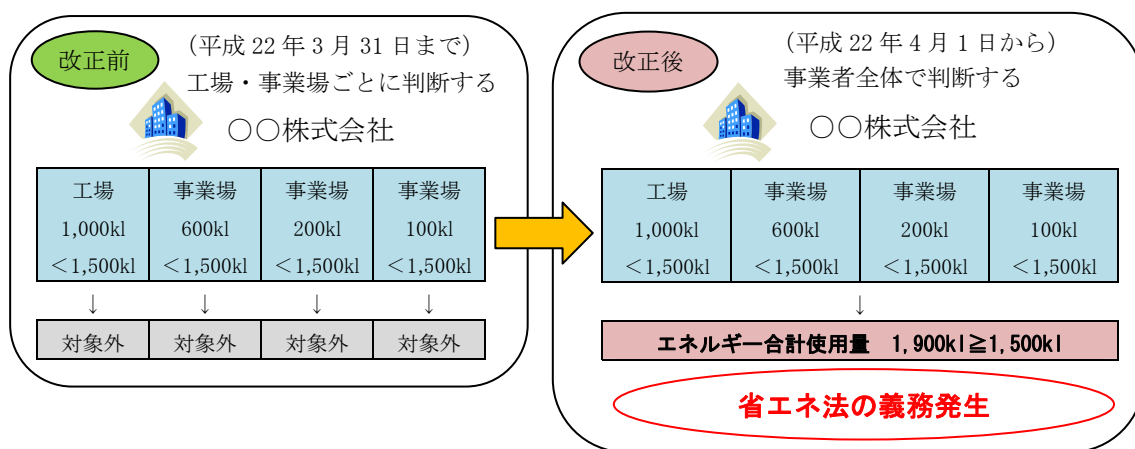
省エネ法により、エネルギー（燃料、熱、電気）の使用量が 1 年間で一定規模（原油換算 1,500kl）以上の場合には、エネルギー使用量削減の計画作成やその結果の報告等の義務が課されています。

報告等の義務の有無は、これまで工場や事業場（オフィス、小売店、サービス施設等）ごとのエネルギー使用量で判断することとされていましたが、今回の改正により、事業者全体（本社、工場、支店、営業所、店舗等の合計）のエネルギー使用量で判断することになります。

※ 省エネ法の義務を有する場合は、経済産業局への届出が必要になります。

※ エネルギー使用量は、資源エネルギー庁のホームページ（エネルギー使用量の簡易計算表（Excel 様式）<http://www.enecho.meti.go.jp/topics/080801/080801.htm>）にて算出できます。

（例）これまでエネルギー管理指定工場を有していない事業者



※ この他の場合にも、省エネ法の義務が発生する場合があります。

2 報告書の提出先及び提出期限の変更

	提出期限		提出先
	平成 22 年度	平成 23 年度以降	
定期報告書 中長期計画書	11 月末日 期限	7 月末日 期限	酒類業者の場合、本社（本店）所在地の国税局及び経済産業局、さらに事業者が行う事業に係る事業所管省庁全てに提出が必要となります。 （例）東京に本社があり、全国にビール製造工場と清涼飲料製造工場を持っている事業者の場合 ⇒ 関東経済産業局、関東農政局及び東京国税局に提出

改正省エネ法の詳細については、資源エネルギー庁のパンフレットをご覧ください。
(<http://www.enecho.meti.go.jp/topics/080801/panfu2.pdf>)

酒類の取引状況等実態調査の実施状況

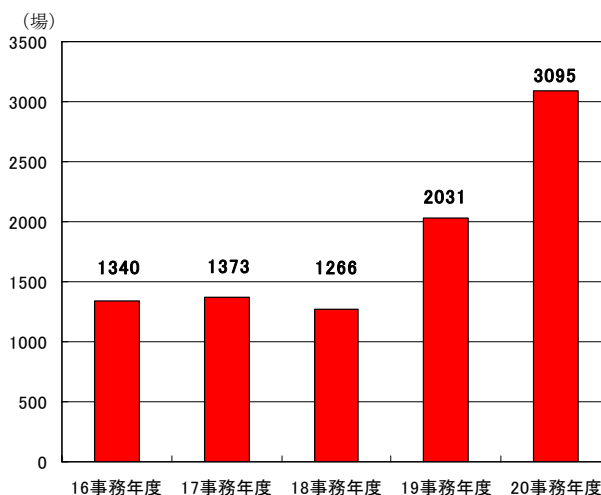
国税庁では、酒類の公正な取引環境を整備するため、「酒類に関する公正な取引のための指針」（以下「指針」といいます。）を定め、指針に示された公正なルールに則した取引が行われるよう、酒類業者の自主的な取組を促すとともに、必要に応じ、酒類の取引状況等実態調査を実施しています。

平成 20 事務年度（平成 20 年 7 月～平成 21 年 6 月）においては、チラシ広告などの情報から、指針に則していない取引があると考えられた酒類販売場等に対し、「一般調査」を全国で3,095場に対して実施し、指針のルールに則していない取引が認められた者に対して指導を行いました。

また、過去に改善を指導した酒類販売場等のうち、再度改善状況を確認する必要があると考えられた酒類販売場等に対し、「フォローアップ調査」を全国で162場に対して実施しました。

平成 20 事務年度の実施状況については、平成 21 年 12 月に公表しました。

【酒類の取引状況等実態調査（一般調査）の実実施場数の推移】



詳細については、国税庁ホームページに掲載しています。

【ホームページアドレス】

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/senmonjoho/sake/koseitorihiki/091221/index.htm>

【「酒類に関する公正な取引のための指針」】

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/senmonjoho/sake/koseitorihiki/jimu-unei060831/index.htm>

報告書の提出、「e-Tax」のご利用について

「酒類の販売数量等報告書」及び「『未成年者の飲酒防止に関する表示基準』の実施状況等報告書」の提出期限は平成 22 年 4 月 30 日となっていますので、忘れずに税務署にご提出ください。

「酒類の販売数量等報告書」及び「『未成年者の飲酒防止に関する表示基準』の実施状況等報告書」は、自宅や事務所などからインターネットを利用して申告等ができる「e-Tax」でも提出することができます。

「e-Tax」を利用するには、電子証明書の取得や開始届出書の提出など、事前の準備が必要になります。

詳しくは、国税庁の e-Tax ホームページをご覧ください。

【e-Taxホームページアドレス】

<http://www.e-tax.nta.go.jp/>

4月は未成年者飲酒防止強調月間です。

国税庁をはじめとする関係省庁では、国民の未成年者飲酒防止に関する意識の高揚を図るため、毎年4月を「未成年者飲酒防止強調月間」とし、全国的な広報啓発活動を行っています。

国税庁においては、未成年者飲酒防止に向けた取組の一環として、未成年者飲酒防止啓発ポスターを作成し、税務署等を通じて各酒類販売場や学校等に配付し、掲示をお願いしています。

酒類小売業者の皆様におかれましては、販売時における確実な年齢確認の実施を行うことはもとより、社会全体において未成年者飲酒防止に関する意識が高まるよう、店頭等の見やすい場所にポスターを掲示するなど、積極的な取組を行うようお願いします。

なお、本ポスターは、国税庁ホームページにも掲載しております。このうち酒類販売場掲示用ポスターについては、酒類販売管理者の氏名、酒類販売管理研修の受講年月日を直接入力して印刷することができる形式としておりますので、ぜひご利用ください。

【学校等掲示用】（A 3 判）

【酒類販売場掲示用】（A 4 判）

4月は未成年者飲酒防止強調月間です。

ちょっと待って!

未成年者の飲酒を防止するため、酒類の小売店舗では年齢確認を実施しています。

自分のからだは自分で守る。

20歳になるまでは、お酒をすすめられても

断る勇氣を持とう。

未成年者がお酒を飲んではいけない5つの理由

- ① 脳の機能を低下させるおそれがあります
- ② 肝臓をはじめとする臓器に障害を起こしやすくなります
- ③ 性ホルモンに異常が起きるおそれがあります
- ④ アルコール依存症になりやすくなります
- ⑤ 未成年者の飲酒を禁じる法律があります

未成年者の飲酒は法律で禁じられています。

未成年者は飲酒が禁じられています。未成年者の飲酒は法律で禁じられています。

国税庁、厚生労働省、内閣府、警察庁、文部科学省、社団法人アルコール健康医学協会、全国小売酒類組合中央会、日本チェーンストア協会、社団法人日本フランチャイズチェーン協会、社団法人日本ボランティア・チェーン協会、社団法人日本セルフ・サービス協会

年齢確認を実施中です。

未成年者の飲酒は法律で禁じられています。

年齢確認などの実施は法律で定められています。

年齢確認のために免許証などの身分証明書の提示をお願いする場合がございます。20歳以上の年齢であることを確認できない場合にはお酒を販売しません。

当店の酒類販売管理者は です

私は酒類販売管理研修を 平成 年 月 日に受講しています。

4月は未成年者飲酒防止強調月間です。

国税庁、厚生労働省、内閣府、警察庁、文部科学省、社団法人アルコール健康医学協会、全国小売酒類組合中央会、日本チェーンストア協会、社団法人日本フランチャイズチェーン協会、社団法人日本ボランティア・チェーン協会、社団法人日本セルフ・サービス協会

【ホームページアドレス】

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/senmonjoho/sake/miseinen/mokuji.htm>